

## 平成 27 年度新潟市防災会議 会議概要 報告用

開催日時	平成 28 年 3 月 23 日（水）午後 2 時から午後 2 時 40 分まで
会場	市役所本館 6 階 講堂
出席者	委員 防災会議委員 事務局 新潟市危機管理防災局防災課
議事等	<p>1 開会 委員出席状況 委員 68 名のうち 61 名（代理出席含む）</p> <p>2 挨拶 新潟市防災会議会長の篠田市長が挨拶をしました。</p> <p>3 議題 新潟市地域防災計画修正案について（資料 1） <b>H26 防災基礎調査の反映</b> ①H26 に実施した防災基礎調査の想定地震や被害予測結果を反映し記載内容を見直し <b>災害対策基本法の改正によるもの</b> ②H25 災害対策基本法の改正を受けて創設された地区防災計画制度を新規記載 ③H26 災害対策基本法の改正に基づき、放置車両等の移動に関する内容を新規記載 <b>災害対策の実効性を向上</b> ④検視・遺体安置所候補施設を新規記載、実効性のある内容に見直し ⑤避難所開設体制の迅速化</p> <p>事務局の説明を基に、新潟市地域防災計画の修正案を審議し、計画の修正が承認された。</p> <p>4 報告 （1）新潟市国土強靱化地域計画 平成 27 年度進行状況について 全体の進行状況及び主な施策の推進状況について報告しました。 （2）平成 27 年度 関係機関の防災対策の取組みについて 説明のあった主な機関 ・一般社団法人 新潟市歯科医師会 歯科診療情報の標準化</p> <p>5 閉会</p>
傍聴者	2 名
報道機関	3 社

# 平成27年度 新潟市地域防災計画修正案

## 主な修正内容

### H26防災基礎調査の反映

- ①H 2 6 に実施した防災基礎調査の想定地震や被害予測結果を反映し記載内容を見直し  
(第1部 第6節 被害想定)

### 災害対策基本法の改正によるもの

- ②H 2 5 災害対策基本法の改正を受けて創設された地区防災計画制度を新規記載  
(第1部 第1節 計画の目的)
- ③H 2 6 災害対策基本法の改正に基づき、放置車両等の移動に関する内容を新規記載  
(第3部 第2章 第7節 輸送計画 等)

### 災害対策の実効性を向上

- ④検視・遺体安置所候補施設を新規記載、実効性のある内容に見直し  
(第3部 第1章 第5節 行方不明者の捜索、遺体の捜索・埋葬計画)
- ⑤避難所開設体制の迅速化  
(第3部 第2章 第4節 避難及び避難所計画 等)

その他、時点修正を含め約500項目の修正案あり

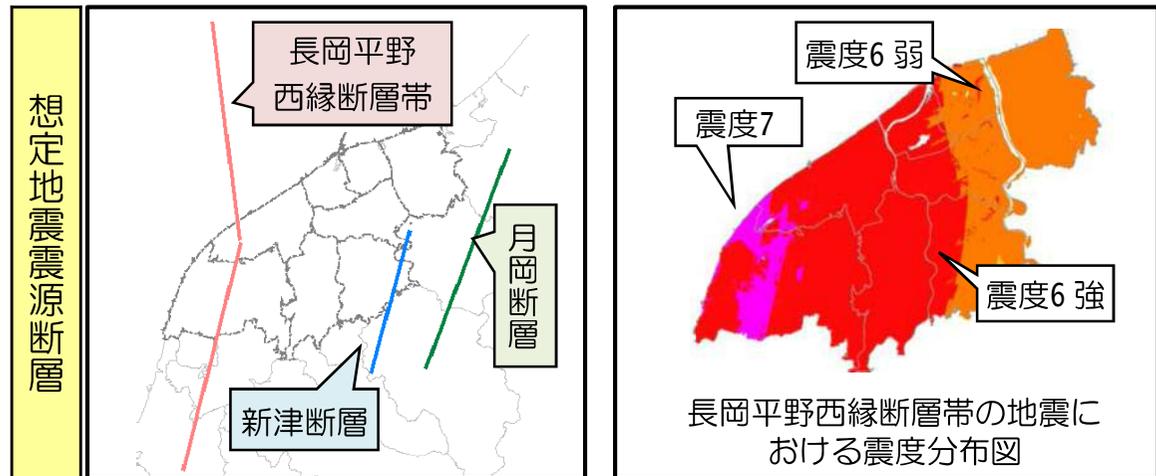
# ①H26防災基礎調査の反映

## 事業概要

これまでの想定を上回る甚大な被害を及ぼした東日本大震災を教訓に、数千年単位で発生可能性がある巨大地震を想定し、被害を調査。

- ◆ 最新の科学的知見と過去の災害を参考に、本市の地域特性、人口、地形など最新のデータに基づき算出
- ◆ 東京大学地震研究所 佐藤比呂志教授、新潟大学災害・復興科学研究所 卜部厚志准教授による監修

自然災害の想定には不確実性が伴うが、巨大地震による被害予測を行うことで想定外をなくし、将来の防災対策へ活用する。



## 修正概要 【地域防災計画 「第1部 第6節 被害想定」】

- (1) 想定地震 … 上記3つの活断層
- (2) 地震動の予測結果 … 活断層ごとの震度分布の概要
- (3) 建物の被害予測 … 出火延焼被害含む木造・非木造ごとの被害棟数
- (4) 人的被害予測…揺れや火災等の原因別の死傷者数
- (5) 避難者数の予測…1日後、1週間後、1か月後に想定される避難者数の推移 など

## ②地区防災計画制度

### 制度概要

地区防災計画とは、災害を地域の力で乗り越えるために、日ごろの準備と災害時の行動について“地域が定める計画”である。平成25年の災害対策基本法改正により、同法第42条第3項に一定の地区内の居住者が「地区防災計画」を定めることができる規定が設けられ、併せて同法第42条の2に、地区居住者等は市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる旨も規定された。

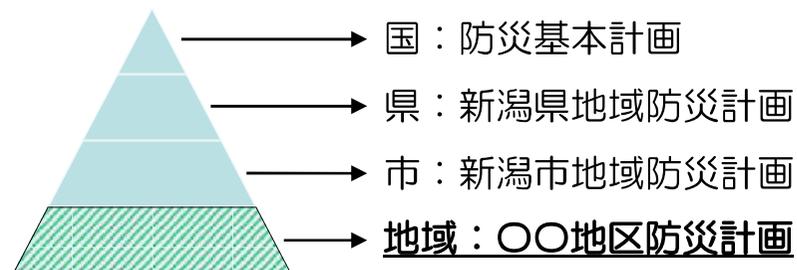


【地区防災計画イメージ】

#### 《計画の主な内容》

- 1 基本的な考え方
- 2 地区の特性
- 3 防災活動の内容
- 4 活動計画 など

#### 【地区防災計画の法的な位置付け】



### 修正概要 【地域防災計画 「第1部 第1節 計画の目的」等】

#### 【第1部 第1節 計画の目的】

「災害対策基本法第42条の2の規定に基づき、市内の地区居住者等から本計画に地区防災計画を定めるよう提案を受け、市防災会議が規定する必要があると判断したときは、本計画に地区防災計画を定める。」を追加。

## ③放置車両対策の強化

### 制度概要

平成26年11月の災害対策基本法改正により、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る規定が設けられた。

### 改正の背景

大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送、除雪作業等に支障が生ずるおそれがある。

一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要があった。



### 法律の概要

#### 1. 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

- ①緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定
- ②緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ③運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動

#### 2. 土地の一時使用等

#### 3. 関係機関、道路管理者間の連携・調整

### 修正概要 【地域防災計画 「第3部 第2章 第7節 輸送計画」等】

「また、道路管理者は、災害により道路の車両が停止又は著しく渋滞し、緊急通行車両の通行を確保する必要があると認められる場合において、災害対策基本法第76条の6を適用し、指定した区間について車両等を移動するなどの必要な措置を行うことができる。」を追加

## ④ 検視・遺体安置対策の実効性向上

### 事業概要

災害時、多数の遺体が発生した場合は、通常の場合とは異なり、市が設置する遺体安置所で、新潟県警察、日本赤十字社新潟県支部、市医師会、市歯科医師会と連携して検視から身元確認、遺族への引き渡しなどを行う必要がある。

今年度、検視・遺体安置所候補施設の指定について施設管理者の同意を得、県警察にも遺体安置所候補施設の情報を提供するなど、災害対策の実効性の向上を図った。

区	検視・遺体安置所候補施設	区	検視・遺体安置所候補施設
北	北地区スポーツセンター、 下土地亀体育館	秋葉	新津武道館、新津B & G 海洋センター、 小須戸体育館
東	東総合スポーツセンター	南	白根カルチャーセンター
中央	新潟市体育館、 鳥屋野総合体育館	西	西総合スポーツセンター、 黒埼地区総合体育館
江南	亀田総合体育館	西蒲	巻体育館、漆山体育館、西川体育センター、 岩室体育館、湯東体育館、中之口体育館

このほか、（一社）全日本冠婚葬祭互助協会と遺体の搬送、安置等に関する協定を締結している。

### 修正概要 【地域防災計画 「第3部 第1章 第5節 行方不明者の搜索、遺体の搜索・埋葬計画」】

- ・ 検視・遺体安置所候補施設の一覧
- ・ 棺やドライアイス等の手配先として市が協定を締結している団体
- ・ 遺体搬送車両の手配担当
- ・ 市外火葬場の使用想定 等を新たに記載

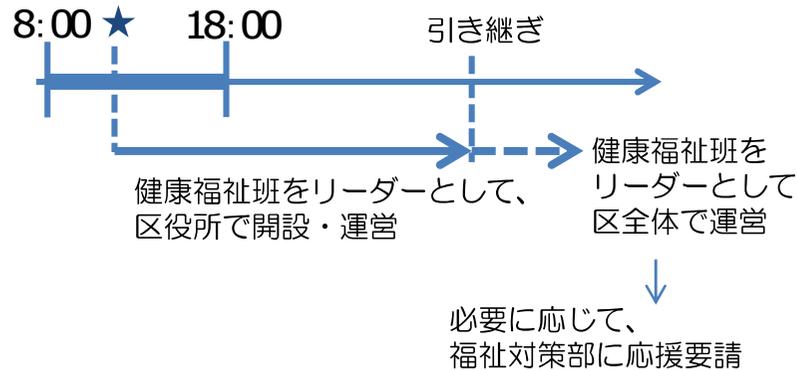
## ⑤ 避難所開設体制の見直し

### 事業概要

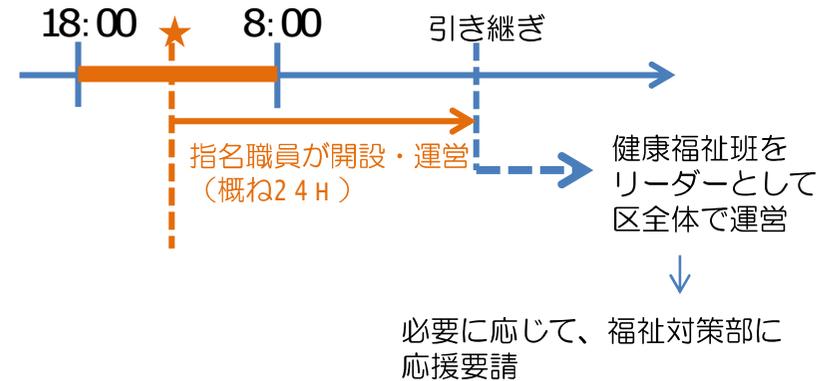
災害時の市民の安全確保のため、避難所の早期開設を最優先事項として、避難所の近隣に居住する職員（避難所指名職員）に鍵を与えて開設する体制をとってきた。しかし、住居のある区外に勤務している職員が多いため、勤務時間中に発災した場合は、自宅付近まで戻ることを要し、早期に開設することが困難だった。

このことを踏まえ、平成27年7月1日より、勤務時間中に発災した場合は、区役所の担当職員が開設することとし、より早期に開設できる新体制を構築した。

#### 【勤務時間中に発災した場合】



#### 【勤務時間外に発災した場合】



### 修正概要 【地域防災計画 「第3部 第2章 第4節 避難及び避難所計画等」】

- ・新しい開設体制を明記
- ・避難所指名職員と区役所の避難所担当職員を合わせて「避難所担当職員」と定義